解雇等により社員寮等を退去し、居住の場を失った求職者のため、市営住宅を期限付きで提供します。

さいたま市では、雇用先からの解雇、雇止めにより社員寮等から退去を余儀なくされる求職者に、一時的な住居として市営住宅を６ヶ月の期限付きで提供します。

１　対象住宅

団地名	建築年度	間取り	対象戸数	所在地	使用料（月額）
市営辻水深団地	昭和 40～45 年度	２Ｋ	４戸	南区辻 8－26－1	4,900～5,400 円

※入居状況等により、戸数に変更が生じる場合がございます。

２　入居期間（一時使用許可期間）

あくまで、特例措置として６ヶ月以内とします。（特別な事情がある場合には１回に限り６ヶ月を限度として延長可能）

３　入居者資格

次の要件のすべてを満たす方

(1)　申請時に市内に住所があること

(2)　雇用先からの解雇等に伴い、**社員寮等雇用先が用意した住宅から**退去を余儀なくされた方であること

(3)　ハローワークにおいて積極的に求職活動を行っているか又は行うことが見込まれ、職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要と認められる方であること

(4)　現に住宅に困窮していること

(5)　申請者、同居者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員でないこと

４　申込み方法

必要書類をそろえて、直接受付窓口へお越しください。入居決定者には、後日入居説明を行い、住宅の鍵をお渡しします。

なお、空室がなくなり次第、受付は終了します。

【必要書類】

① 世帯全員の住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの）
② 解雇通知、離職票など離職したことが確認できる書類
③ 社宅・社員寮等からの退去通知など現に居住する住居を失ったことが確認できる書類
④ 印鑑、身分証明書

【受付窓口】

さいたま市建設局建築行政部住宅政策課（市役所１０Ｆ）

５ 使用料（月額）

公営住宅法に基づく第一分位の家賃を５０％減額した額。
毎月月末までに、当月分を金融機関の窓口で納付していただきます。

６ その他

(1) 連帯保証人　不要
(2) 敷金　　不要
(3) 共益費　　団地自治会が設定するもので、自治会にお支払いただきます。

※あくまでも緊急避難的に提供する住宅であるため、一般の住宅よりも室内の状態が劣っている場合がありますので、あらかじめご了承ください。

７ 問い合わせ先

さいたま市建設局建築行政部住宅政策課　　電話０４８－８２９－１５２１

８ 団地案内図
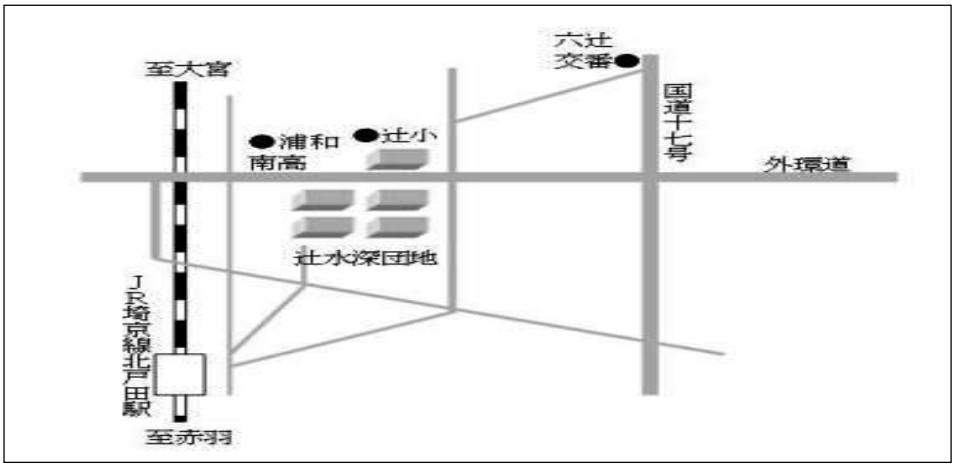
市営水深団地